

## 広域ものづくりネットワーク形成支援事業 中核企業（提案主体）認定基準

広域ものづくりネットワーク形成支援事業の中核企業（提案主体）にお申込みを希望される方は、以下の認定基準をもとに、案件内容のヒアリングや申請書等の確認をさせていただきます。

なお、ヒアリング等の内容によっては、他事業をご紹介させていただく場合がございます。予めご了承ください。

### 【基準】

#### （１）事業趣旨との適合性

大手企業等への製品・技術提案または自社製品の新規展開に向けた取り組みであること。提案製品等について開発または改良要素があること。

#### （２）提案の実現性

具体的な提案先が見込まれていること、または実現性のある提案計画があること。

#### （３）計画の妥当性

開発等に必要の人材、予算等の社内体制や継続力を有していること。申請企業が主体となる計画であること。

#### （４）その他

別表1すべてに該当するもの

別表 1

1	次の(1)～(4)のいずれかに該当する法人、個人事業者、又は中小企業団体等である (1) 製造業・その他業種：資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下 (2) 卸売業：資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下 (3) サービス業：資本金 5 千万円以下又は従業員 100 人以下 (4) 小売業：資本金 5 千万円以下又は従業員 50 人以下
2	次の(1)～(4)をすべて満たしている (1) 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資していない (2) 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資していない (3) 役員総数の 2 分の 1 以上を大企業・外資の役員又は従業員が兼務していない (4) 大企業が実質的な経営に参画していない。 ※ 中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合は大企業とみなさないものとする。
3	東京都内に登記簿上の本店または支店がある。個人事業者においては申請日現在で、東京都内に開業届出がある
4	都内事業所における常用の事業活動拠点としての事業継続が、申請日現在で 2 年以上である
5	税金等を滞納していない。また、東京都及び公社に対する賃料・使用料等の支払いに滞りが無い
6	民事再生法、会社更生法、破産法に基づく申立・手続中（再生計画等認可決定確定後は除く）
7	自社及び関係者に東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者はいない